

イギリス労働運動史 浜林 正夫 (2章)

□第二章 労働者階級の成立(1825年～1850年)

○第一節 初期労働組合の形成

- ・ 打こわしから議会改革へ

ラダイト運動から議会改革運動に転換

cf. 「ラダイトへの手紙」 ウィリアム・コベット(P.65)

→弾圧立法「六法」制定。

1.私的団体による軍事訓練の禁止

2.武器をひそかに所持している疑いのある家には治安判事に捜索権を認める

3.治安判事には速やかに、かつ、厳しく違反者を取り締まる権限を認める

4.集会開催の制限、七名の戸主による開催通知、地域住民以外の参加禁止、
治安判事は集会の時間や場所を変更しうる

5.言論の自由制限、法あるいは議会によって確立された国制及び政府に対する中傷は
「名誉毀損」として罰する

6.新聞発行の制限と新聞税の新設

- ・ 自由主義的改革と結社禁止法の撤廃

景気の好転、貿易自由化→自由主義的改革が本格化

フランシス・プレースとジョージフ・ヒュームによって 1824年6月結社禁止法を撤廃する
法律成立(1824年法)

- ※ かねてラダイトなどの過激な運動を起こしてしまったというような実利的な理由で説得

ただし、主従法(1823年成立)により労働者への弾圧は行われる。

-- 「態度不良」は矯正院で3か月の重労働が課せられ、決定は治安判事が大きな権限を
持っていた。

- ・ 1824年法の見直し

1824年法が成立すると、労働組合が続々と生まれ見直しが行われる。

→労働者の反対にも関わらず、1825年7月に「1824年法」を廃止し、「1825年法」成立

①結社の目的を賃金と労働時間の問題に限定。

②スト破りを阻止するために脅迫や威嚇をしてはいけないという規定に妨害という言葉が追加され、「しつこく話しかける(モレスティング)」も含まれていた。

→1859年に消滅。

③刑罰の強化。

→世界で初めてイギリスで労働組合が合法化。

トレード・ユニオンという言い方が使われるようになった。

→各地の職種別組合の結成に続いて、全国的な職種別組合も結成。

ex.1829年「連合王国全紡績工一般大連合」結成

※この時期に女性だけの労働組合も作られている。

→ストライキも活発化 (P.75) ex.「黄犬 (イエロー・ドッグ)」契約反対闘争

・ナショナル・センターの結成

1830年「連合王国全紡績工一般大連合」を中心に「全国労働保護協会」結成
綿紡績工以外に織物工や仕上げ工などが業種の違いを超えて団結。

※フランシス・プレースなどはトレーズ・ユニオンには批判的

→弾圧と資金枯渇により、結成後1年で活動は停滞し事実上の解散。

・グランド・ナショナルの結成と崩壊

1834年ロバート・オーエンの「グランド・ナショナル (全国労働組合大連合)」結成

→組合費持ち逃げ、オーエンと執行部の多数派との衝突などにより半年で解体。

○第二節 政治闘争の展開

・選挙法改正闘争

労働組合の結成と並行し、労働者の政治闘争が開始。

1832年に選挙法改正はされるが、目的が議員定数の配分の見直しにとどまったため、労働者たちは1831年10月「労働者階級同盟 (労働諸階級同盟)」結成。

※基本的人権の保障、男子普通選挙権、秘密投票制、立候補者の財産資格の撤廃
議会の任期を1年とすることなどが目標

→結局、州選出議員の選挙権が自作農だけから小作農の一部に広げた程度にとどまる。

→チャーティスト運動につながっていく。

・工場法制定闘争

1802年に工場法は制定されたが、監視・監督のシステムがなく無視されている状態。

→1830年10月リチャード・オースラー「ヨークシャの奴隷制」が掲載

→1833年実効性のある工場法の制定。

9歳未満の児童の雇用禁止

11歳未満の児童の労働時間は1日9時間以内、一週48時間以内、

18歳未満の労働者の労働時間は1日12時間以内、1週69時間以内、

18歳未満の労働者の夜業(午後8時半から午前5時半まで)禁止

工場監督官制度

- 1842 年女性の地下労働を禁止する法律
- 1844 年女性の労働時間制限
- 1847 年女性と未成年の労働時間を 10 時間に
- 1853 年 10 時間半に延長されたが土曜日の就業は午後二時まで
 - ここからマルクスは「標準労働日」という考え方を提起。

- 救貧法「改正」反対闘争

1834 年救貧法が「改正」され院外救済の廃止し、院内救済に限る。

→前提となる院内救済のための施設が「よく管理されている」状態ではなく、激しい抵抗が起こり、院外救済の廃止にはいたらなかった。

→チャーティスト運動と結びつき、チャーティスト運動が活発化。